



ごみ・環境

ごみ

環境政策課

ごみの分け方・出し方

ごみ出しのルールを守ろう

- 燃えるごみは必ず指定袋に入れて出してください。
- 収集日当日の午前8時30分までに、お住まいの地区の決められたごみステーションに出しましょう。
- 夜間持ち出しや他地区への持ち込みはやめましょう。
- 粗大ごみは、ごみステーションには出せません。直接 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

※市内各所でごみ収集車の火災が多発しています。

カセットボンベやスプレー缶は、使い切ってから出してください。

大部分のイラストは「経済産業省HP」より引用しています。

燃えるごみ 週2回

市指定袋に入れてください。(おおむね50センチ以内で、市指定袋の口がしばれるもの。)

紙 類

- 紙くずなど
- ※古紙類は資源ごみに出してください。

台所のごみ(生ごみ)

- 料理くずなど
- ※十分に水切りをしてください。

ゴム・皮革製品

- 靴 ● ベルト ● カバン など



プラスチック類

- 食品用トレー ● ラップ類 ● シャンプーや洗剤の容器
- ポリバケツ ● ビニールホース
- ビデオテープ ● CD・DVD など



そ の 他

- 落葉
- 少量の小枝(長さ50cm、太さ5cm以下に切って、指定袋に入れて出してください。多い場合は分けて出してください。必ず乾燥させてから出してください。)



- 使い捨てカイロ・保冷剤



広 告

一般廃棄物収集運搬・産業廃棄物収集運搬 浄化槽保守点検・清掃



有限 安中ハイヂーン

〒379-0116 安中市安中5丁目12-38

TEL 027-381-3319 FAX 027-382-1252

☎ 0120-15-3319

【安中市委託業務】

- ・可燃物ごみ収集

【安中市許可業務】

- ・事業ごみ、粗大ごみ収集
- ・浄化槽維持管理、清掃
- ・し尿清掃

碓氷清掃サービス 株式会社

安中市原市59

TEL 027-381-3313

FAX 027-381-3318

不燃物(飲料缶・びん以外)

- (おおむね50センチ以内)透明または半透明の袋に入れて出してください。
- 刃物や割れたガラス類は紙に包んで出す。

- 缶詰
- 小型金属製品(やかん、なべ、スプーン、フライパン)
- ガラス製品 ●薬品(農薬、劇薬)びん ●陶磁器



有害物

各種類ごとに透明または半透明の袋に入れてください。

乾電池

- 小型充電式電池(ニカド電池、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池、小型制御弁式鉛蓄電池)およびボタン電池は出せません。右記回収協力店にお持ちください。



回収協力店	住 所	小型充電式電池	ボタン電池
(株)ヤマダ電機テックランド安中店	安中2-17-10	○	○
(株)セキチュー安中店	原市2-1042-1	○	○
コメリハード&グリーン松井田店	松井田町二軒在家677-1	○	○
(株)多胡電化	安中3-22-23	○	○

※今後変更になる場合があります

発火の危険性の高いもの

- スプレー缶は穴を開けず、必ず中身を使い切り、その他の不燃物と分けて出してください。使いきれない場合は、ク 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

蛍光灯、白熱電球

- 購入時のケースや新聞紙などに包んでください。
- 長さが1mを超えるものはごみステーションには出せません。受入時間内にク 碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。

- 割ってしまうとリサイクルできませんので、そのままの状態を出してください。
- 割れてしまったものは、燃えないごみ(ガラス類)に出してください。



資源ごみ 回収品目例

飲料缶・びんの回収について

- (おおむね50センチ以内)透明または半透明の袋に入れて出してください。
- 中身をすべて出して、中をすすいでください。

飲料缶

- アルミ缶とスチール缶はまとめて出せます。
- 飲料以外の缶、一斗缶は「不燃物」になります。

飲料缶のみ(アルミ、スチール)



※缶詰は不燃物、スプレー缶は有害物



びん

- ふたは必ずはずしてください。(プラスチック製は燃えるごみ、金属製は不燃物。)
- ビールびん、一升瓶などのリターナブルびんは、できるだけ販売店へ戻しましょう。

- 飲料用
- 食料用のびん
- 化粧品類
- 飲み薬などのびん

※ガラス製品、薬品(農薬、劇薬)びんは不燃物。



古紙・古着等の回収について

[出し方]

- 古紙(新聞、ダンボール、紙パック、雑誌・雑がみ)種類ごとに紙ひもなどでしばって出してください(紙ひもでしばることを推奨しています)。



古着・古布

- 透明か半透明の袋に入れて、袋の口をしっかりとしばって出してください(濡れるとリサイクルできません)。



広 告

お気軽にお問い合わせ下さい。

白井商店

業務内容

- 一般粗大ゴミ
- 企業ゴミ
- 産業廃棄物収集運搬
- 廃品回収(要予約)

〒379-0134 安中市築瀬690-4
TEL 027-385-7790
FAX 027-385-0467

安中市の産業廃棄物処理(がれき・木くず)、収集運搬業

人と地球環境の未来が
より快適であるために・・・



株式会社 エコ・プロセス

産業廃棄物処分業 群馬県 許可番号 01020116228
産業廃棄物収集運搬業 群馬県 許可番号 01000116228
一般廃棄物処分業 安中市 許可番号 22号

安中市 中野谷 3617-1

TEL: 027-382-6886 FAX: 027-382-6850

E-mail: eco_p@blue.plala.or.jp

【回収方法】

●有価物集団回収(廃品回収)

従来から、地域の自治会、育成会、老人クラブなどが実施しているリサイクル活動です。
地域のコミュニティ作りや、子どもたちの環境学習の場ともなっていますので、地域の有価物集団回収を最優先で利用してください。

※回収日は地域の回収団体にお問い合わせください。

●古紙行政回収

本市が委託した回収業者が、ごみステーションから回収します。

●収集場所…地域のごみステーション

- ・当日の午前8時30分までに出してください。
- ・ごみステーションに出された古紙、古着などを持ち去ることは禁止されています。

資源ごみ(古紙、古着・古布)のごみステーション回収(行政回収)は、有価物集団回収(廃品回収)を補填するために実施するもので、できる限り地域の団体が実施する有価物集団回収をご利用ください。

●収集日程…毎月1回(水曜日)に収集します。

・収集日が祝日でも回収します。

・雨天の場合、古紙は回収しますが、古着などは濡れるとリサイクルできなくなりますので、雨天に出すのはご遠慮ください。雨天でも出す場合は、水が入らないようにしっかり封をして出してください。

●2 碓氷川クリーンセンターへの直接搬入

新聞、段ボール、紙パック、雑誌・雑がみ、古着・古布に分別し、搬入してください。

※本市の燃えるごみ指定袋に入れる必要はありません。

※処理手数料はかかりません。

※受付日時:月曜日～金曜日(年末年始を除く) 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

収集できないごみ

- ガスボンベ
- 農業用ビニール
- バイク
- タイヤ
- 農機具
- 消火器
- 農薬
- 建築廃材
- 在宅医療廃棄物
- 機械油
- ブロック
- 大量の伐採木
- 塗料
- バッテリー



ク 碓氷川クリーンセンターでは処理できません。販売業者などに引き取ってもらってください。

※農業用ビニール、農薬は販売店や専門処理業者にご相談ください。

※在宅医療廃棄物については、受診する医療機関または薬を処方する薬局にご確認ください。

※大量の伐採木(葉を除く)、根株およびブロックは、市内の民間処理施設で処理ができます。詳しくは、2 環境政策課にお問い合わせください。

家電4品目

ご家庭で不要になったエアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機は、家電リサイクル法の定めにより2 碓氷川クリーンセンターでは処理できません。販売店に引き取りを依頼するか、市ホームページをご覧ください。

URL…<https://www.city.annaka.lg.jp/>

家電リサイクル

検索



自動車・自動車部品

使用済みとなった自動車については、使用済み自動車の再資源化等に関する法律によって引取業者への引き渡しが義務づけられています。また、使用済み自動車から部品を取り出す行為についてもこの法律の中で一定のルールが定められています。

2 碓氷川クリーンセンターでは、自動車および自動車部品の処理はできません。

詳しくは、公益財団法人 自動車リサイクル促進センター ☎050-3786-7755 URL…<http://www.jarc.or.jp/> または、県知事の登録を受けた引取業者にご確認ください。



事業系ごみ

事業所・商店・飲食店などの事業活動によって生じたごみは、一般家庭のごみステーションには出せません。事業系ごみは、直接2 碓氷川クリーンセンターに持ち込むか、一般または産業廃棄物許可業者(有料)と契約して処理してください。

美しい地球と地域の
環境の保全に貢献していきます。



金属再生業(リサイクル)

有限会社 屋敷治二商店



〒379-0133 安中市原市71番地

☎027-382-3434

FRX 027-382-5301

「無許可」の不用品回収業者に気をつけて！

ご家庭の不用品を扱ってもよいのは、本市から許可を受けている事業者だけです。市内においても無許可の不用品回収業者が出回っています。無許可での不用品回収は、重大な犯罪です。また、無許可の不用品回収業者を利用することで、高額料金を請求されるなどのトラブルが発生しています。不用品の回収を事業者依頼するときは、本市から許可を受けている事業者をご利用ください。



使用済小型家電の回収について



使用済小型家電には、貴金属やレアメタルなど有用な金属が含まれていますが、現状では鉄やアルミなどの一部金属しか回収されず、その他は埋立処分されています。

本市では、使用済小型家電の回収ボックスを市内6か所に設置し、リサイクルを始めています。資源の有効利用にご協力ください。

【回収ボックスの設置場所】

施設名	利用時間
市役所本庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(市役所閉庁日を除く)
松井田庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(市役所閉庁日を除く)
碓氷川クリーンセンター	月曜日～金曜日 午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分
文化センター	午前9時～午後6時(休館日(毎週火曜)を除く)
松井田文化会館	午前9時～午後6時(休館日(毎週月曜および毎月末日)を除く)
スポーツセンター	午前9時～午後9時(祝日を除く第2、4、5月曜日は午後5時まで、休館日を除く)

※年末年始や点検などによる休館日があります。詳細は各施設にお問い合わせください。

回収する小型家電

電気や電池で動く電化製品およびその付属品(リモコン、ACアダプタ、電気コード、充電器など)のうち、回収ボックスの投入口(横30センチ×縦15センチ)に入るもの。

(例) 電話機、携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、デジタルカメラ、ビデオカメラ、ノートパソコン等
※携帯電話やスマートフォンは、専用の投入口(横10センチ×縦5センチ)があります。

【搬出時の注意】

- 個人情報が含まれるものは、必ずデータを消去してから出してください。
- 一度回収ボックスに投入したものは返却できません。
- 電池は取り外し、有害物の日に出してください。
- 業務用、事業者から排出されたものは回収できません。
- 蛍光管、電球は出せません。

廃食用油(使用済み食用油)の回収について

ペットボトル(2リットルまで)に入れ、油がこぼれないようしっかりフタをして回収ボックスに入れてください。(ペットボトルや缶の未開封のものはそのまま回収ボックスに入れてください)

※開封したものは未使用であってもペットボトルに入れ替えてください。

※長期間保管した油や賞味期限切れの油も回収できます。

※天かすなどの異物はできるだけ取り除いてください。

※ビンの容器では出さないでください。未開封のものであってもペットボトルに入れ替えてください。

回収した廃食用油は売却し、燃料などにリサイクルされます。

回収できる油

家庭から出る液状の植物性油(サラダ油、なたね油、ごま油、コーン油、ひまわり油、大豆油、オリーブオイル、米油)

回収できない油

豚油(ラード)、牛脂(ヘット)、魚油、鉱物油(エンジンオイル、灯油等)、一部の植物油(パーム油、ヤシ油)

【回収ボックス設置場所】

施設名	利用時間
市役所本庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
松井田庁舎	月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日を除く)
碓氷川クリーンセンター	月曜日～金曜日 午前8時30分～午前11時30分、午後1時～午後4時30分
各公民館、各生涯学習センター	



ごみ・環境

エコスポット(ペットボトル・空き缶回収機)について

飲料用ペットボトル・アルミ缶・スチール缶の回収については、公民館など市内21か所(市ホームページ参照)に設置しているペットボトル・空き缶回収機を再資源化のためご利用ください。

◎エコ・コミュニティーカードを使い回収機にペットボトル・空き缶を投入すると、1本につき1ポイントが付与され、500ポイントになると加盟店で400円の割引券としてご利用いただけます。

※家庭から出るものが対象となります。事業所などから出るものは投入しないでください。

※スーパー、コンビニ、自動販売機のごみ箱およびごみステーションからペットボトル・空き缶を持ち去る行為は禁止されています。

【引渡事業者】(株)エコマテリアル(東京都港区)



ごみ減量容器設置補助金

家庭の生ごみを堆肥化する処理容器などの購入に対し、購入金額の2分の1の額(100円未満切り捨て)を補助します。補助の対象と上限額は次のとおりです。

詳しくは、環境政策課にお問い合わせください。

●地面設置式減量容器(コンポスト)

..... 上限額 3,000円

●電気式処理減量容器

上限額 20,000円

クリーンセンターへの持ち込みについて

粗大ごみ(大きさがおおむね50センチを超えるごみ)は地区の集積所に出せません。直接、碓氷川クリーンセンターに持ち込んでください。持ち込みが困難な場合は、安中市一般廃棄物収集運搬許可業者と契約して処理してください。また、家の引っ越し、片付けなどにより一時的に大量に発生した一般ごみは、碓氷川クリーンセンターへの持ち込み方法を確認し、分別してから持ち込んでください。

一般ごみを持ち込む際は、ごみ処理手数料がかかります。手数料については、お問い合わせください。

粗大ごみの例

家具類	家電製品	寝具類
●机 ●イス ●鏡台 ●タンス ●テーブル ●食器戸棚 ●本棚 など	●電気こたつ ●ストーブ ●ファンヒーター など	●ベッド ●ふとん など
その他 ●じゅうたん ●スキー板 ●自転車 ●トタン など		

▶搬入時間 月曜日～金曜日(年末年始を除く)
午前8時30分～11時30分、午後1時～4時30分

▶お問い合わせ

碓氷川クリーンセンター 027-381-0747

環境政策課 027-382-1111



広告

製鋼原料非鉄金属・産業廃棄物中間処理 掛川商事株式会社

<http://www.kakegawa-shoji.co.jp>

安中市中宿 986 TEL 027-381-1035



環境にやさしい紙のリサイクル

ウツカタ資源株式会社
街の森 <http://www.usrc.jp>

地球環境保護のため、古紙リサイクルを積極的に推進しています。

段ボール・雑誌・新聞等紙類買取や回収もいたします。一般の方の持込も大歓迎！お気軽にお持ち下さい。



エコポリスパン

大型シュレッダ搭載車が「機密文書を出張紙断」します。

本社 沼田市屋形原町2113
TEL 0278-22-1010
FAX 0278-22-3300
安中事業所 安中市鷺宮857-1
TEL 027-381-3737
FAX 027-381-3738

上水道

谷 上水道事務課 上水道工務課

水道に関する届出など

次の場合は、事前に谷 上水道事務課までご連絡ください。

- ①引越などで水道の使用を開始したり休止したりするとき
- ②水道を長期間使用しないとき
- ③相続や売買などにより水道の利用者や所有者の氏名または住所が変わるとき
- ④水道料金の振込口座を解約したとき
- ⑤水道料金の請求先住所や氏名が変わるとき
- ⑥水道のある家屋を取り壊すとき

水道使用量の検針

検針員が2か月ごとに訪問検針を行い、「上水道使用量のお知らせ」を発行し郵便受けなどにお届けします。なお、天候その他の事由により検針日が多少前後することがあります。

正確に検針できるよう次の点にご協力ください。

- ①家屋の増改築などによりメーターボックスが屋内や床下になる場合は、屋外の検針しやすい場所に移設してください。
- ②メーターボックスの上や周辺に物を置かないでください。また、駐車もご遠慮ください。
- ③犬は出入り口やメーターボックス、郵便受けから離れた場所につないでください。
- ④メーターボックスの中は、きれいにしておいてください。



水道料金のお支払い

お支払は次の方法で可能です。

- 1.口座振替
- 2.スマホ決済 (PayPay、LINE Pay、auPay)
- 3.現金 (金融機関やコンビニエンスストアなどで支払)

手続き等について

- 1.口座振替
手続き場所：市内各金融機関窓口
持ち物：通帳、届出印、お客様番号がわかるもの (水道使用量のお知らせなど)
振替日：検針した月の28日 (振替日が金融機関の休業日の場合は翌営業日)
- 2.スマホ決済
水道料金納入通知書のバーコードをスマートフォンアプリのカメラで読み取り
- 3.現金
水道料金納入通知書を持って、金融機関やコンビニエンスストアなどで支払
※クレジットカードによるお支払いはできません。

水道メーターの交換

水道使用量を正確に計測するため、計量法の規定により製造から8年を経過する前に交換することが義務付けられています。交換時期には、事前にハガキなどでお知らせいたします。

なお、上下水道部から使用者に貸与している水道メーターの交換については、交換費用が掛かりません。

広告

～お客様の夢を形と喜びに～

地元のお助け隊

須藤工業

安中市下磯部1472

027-388-1178



その他
まずはご連絡下さい



漏水

道路上や水道メーターまでの漏水は、**谷** 上水道工務課までご連絡ください。

水道メーターから水道使用者側の漏水は、安中市指定給水装置工事業者に依頼してください。この場合の費用は、自己負担となります。

安中市指定給水装置工事業者は本市水道事業ホームページをご覧ください。また、**谷** 上水道工務課までお問い合わせください。

なお、地中埋設配管および家屋の床下や壁内の配管などからの漏水については、水道料金が減免になる場合がありますので、修理完了後に**谷** 上水道事務課までご相談ください。

水道管の凍結、破裂

寒い季節になりましたら、水道管の凍結、破裂事故防止の対策をお願いします。

- ①「むき出し」になっている水道管や蛇口は古毛布などで覆ってください。
- ②メーターボックス内に古毛布や発泡スチロールなどを入れてください。
- ③不在にするときは、メーターボックス内の止水栓を閉めるなどしてください。
- ④凍結した場合は、タオルなどを被せた上から、ゆっくりぬるま湯をかけてください。熱湯をかけると破裂するので絶対にやめましょう。蛇口を開いてすぐに水が出てこなくても、蛇口を必ず閉め、自然にとけるのを待ちましょう。

公共下水道

谷 下水道課

本市は、生活環境の向上や河川などの水質保全のため、公共下水道（以下、下水道）の整備を進めています。下水道が使えるようになった地域では、下水道に接続することが義務づけられていますので、ご協力をお願いします。

下水道が利用できる地域 板鼻小処理分区、安中小処理分区、原市小処理分区（整備中）（詳細については、お問い合わせください）

■下水道接続工事について

下水道が利用できる地域で、新築・改築（リフォームや建替え）・浄化槽廃止など、排水設備に係る工事をする場合には、工事申請が必要になります。

■工事は下水道排水設備指定工事店で

下水道接続のための排水設備工事は、本市が指定した必要な専門知識と技術を持つ「下水道排水設備指定工事店」でなければ行うことができません。指定工事店がわからないときは、お問い合わせください。

■受益者負担金制度について

受益者負担金制度は、下水道整備によって利益を受ける人に建設費の一部を負担していただく制度です。負担金は、公共汚水ます1基あたり132,000円です。

■下水道接続に係る補助制度

融資斡旋・利子補給制度	下水道接続工事資金の借入れを行う人の融資斡旋を行います。また、融資斡旋を受け供用開始から3年以内に下水道に接続した場合は、借入金利子の全部または一部を補給します。
公共下水道接続促進補助金	供用開始から3年以内に、浄化槽を廃止またはくみ取便所を水洗便所に改造して下水道に接続した場合は、補助金を交付します。

※補助金には条件がありますので、接続工事を行う前にお問い合わせください。

広告

安中市上下水道指定店

- ・給排水衛生設備工事
- ・上下水道設備工事
- ・長府ボイラー特約店
- ・浄化槽設置工事

(有)福美商事

代表 金井塚 篤志

群馬県知事許可(般-3)第7527号
安中1-17-2

☎ **381-0293**
FAX **381-3596**

KANKYOU HOZEN CENTER



株式会社
環境保全センター



安中支店 安中市板鼻477-1

☎ **027-382-0881**

<http://www.khc-net.co.jp>

群馬県浄化槽維持管理

安中松井田センター

“自然をまもり”笑顔をつなぐ！

〒379-0135 安中市郷原2996-2
TEL(027)385-8327(代)
FAX(027)385-7543
☎ **0120-85-8327**

■下水道使用にかかる届出

次のようなときは連絡をしてください	入居などで新たに使用するとき。使用者を変更するとき。転居などで使用をやめるとき。 井戸水を使用している場合で、使用形態や使用人数が変わったとき。
-------------------	---

■下水道使用にあたっての注意とお願い

管詰まり防止や機能保護のために	トイレには、トイレットペーパー以外の紙や異物を流さないようにしましょう。 台所では、野菜くずやご飯の残り、天ぷら油やサラダ油を流さないようにしましょう。
-----------------	---

■下水道使用料について

下水道使用料金は、2か月ごとにお支払いいただきます。水道水のみを利用する場合は、水道水の使用量を汚水量とみなします。料金の支払いは口座振替と納入通知書(本市窓口、金融機関、コンビニエンスストア、スマホ決済アプリ)での支払いが選択できます。

料金表	基本料金(2か月)		超過料金(1mあたり)	
	汚水量	料金(税別)	汚水量	料金(税別)
	20m ³ まで	2,000円	21m ³ 以上60m ³ まで	120円
			61m ³ 以上	140円

※使用料には、消費税がかかります。(10円未満切り捨て)

※井戸水を使用している場合は、使用形態や使用人数により個別に算定します。

※今後、金額は変更になる場合があります。

安中榛名駅周辺し尿処理施設(秋間みのりが丘)

谷 下水道課

秋間みのりが丘区域においては、し尿処理施設(集中浄化槽)に接続できます。

■し尿処理施設への接続工事について

新築などで新たに排水設備に係る工事をする場合には、工事申請が必要になります。

■し尿処理施設使用にかかる届出

次のようなときは連絡をしてください

- 入居などで新たに使用するとき。使用者を変更するとき。転居などで使用をやめるとき。

■し尿処理施設使用料について

算定方法および支払方法は下水道使用料と同様です。「下水道使用料について」をご参考ください。

なお、口座振替のお申込みは、一部金融機関を除き、市税と同様インターネット上でお申込みができます。

対象金融機関については、「市税の納付方法」をご確認ください。

浄化槽設置事業費補助

谷 下水道課

個人住宅に設置されている単独処理浄化槽やし尿汲み取り槽を撤去または再利用して、合併処理浄化槽を設置(転換設置)する人に設置補助金を交付しています。詳しくはお問い合わせください。

補助対象区域	公共下水道整備区域、安中榛名駅周辺し尿処理施設(秋間みのりが丘)の区域以外の区域
申請	申請書類は、必ず工事に着手する前に提出してください。申請書類や補助金額については、市ホームページに掲載しています。

し尿処理

ク 環境政策課

し尿の収集は収集運搬業者に直接依頼してください。

業者名	住 所	電話番号
(有)安中ハイヂーン	安中5-12-38	027-381-3319
碓氷清掃サービス(株)	原市59	027-381-3313
(有)松井田総合衛生センター	松井田町二軒在家764-1	027-393-1966



ごみ・環境

犬の登録

犬の飼い主は、犬を飼い始めた日(生後90日以内の犬を取得した場合は生後90日を経過した日)から登録が必要になります。登録は、**環境政策課**、**総務管理課**に申請してください。登録後に《犬の鑑札》を交付します。

犬の登録手数料 1頭につき3,000円

《犬の鑑札》は犬の一生に一度だけ交付します。鑑札は狂犬病の予防注射や迷い犬になった時などに、大変重要な役割を果たします。必ず首輪に付け、外れないように固定してください。

犬の鑑札再交付手数料 1頭につき1,600円

※鑑札を紛失してしまったときは、手続きをすることで再交付を受けられます。

狂犬病予防注射

狂犬病予防注射について

犬の飼い主は、狂犬病予防注射を毎年1回受けさせることが義務付けられています。本市では毎年4・5月および10月に集合注射を実施しています。

日程は広報紙を確認するか、市ホームページをご覧ください。また、登録済の犬の飼い主に予防注射のお知らせハガキを郵送しています。

なお、注射は集合注射のほかに動物病院でも接種することができます。

注射料金 1頭につき 3,500円(右記済票手数料含む)

注射料金は、集合注射で実施した場合の料金です。

動物病院で注射をする場合は料金が異なる場合がありますので、詳しくは動物病院にお問い合わせください。

注射済票交付手数料 1頭につき 550円

注射済票は、狂犬病予防注射を行った証明になります。鑑札と一緒に首輪に付け、外れないように固定してください。また、注射済票はペットに関する施設などを利用する際に、提示を求められることも増えています。

一部の動物病院で注射をした場合は、その場で注射済票の交付が受けられないこともあります。その場合は、病院の発行した証明書を持参のうえ、**環境政策課**で手続きをしてください。

注射済票再交付手数料 1頭につき 340円

注射済票を紛失してしまったときは、手続きをすることにより再交付を受けられます。

登録内容の変更

飼い犬が死亡したとき、飼い主の氏名や住所が変わったとき、所有者が変わったときは**環境政策課**に届出をしてください。

犬の飼い方

最近、犬の飼い方に対する苦情が多く寄せられています。次のことを守って、他人に迷惑をかけないようにしましょう。

- ①必ず犬をつないで飼いましょう。
- ②散歩をするときもリードを放さず、他人に迷惑を掛けないようにしましょう。
- ③散歩のときは、ビニール袋などを持って出かけ、犬のふんの後始末を確実にしましょう。

犬・猫に関する苦情など

群馬県動物愛護センター ☎0270-75-1718

犬に関する苦情、犬のしつけや飼い方、また猫に関する相談などについては、群馬県動物愛護センターにご相談ください。

広告



犬・猫等の診療
アリス動物病院

診療時間
AM 9:00~12:00
PM 4:00~ 7:00
※土曜日は6時30分迄

休診日 日曜・祝日

安中市原市542-1(Aコープ東側)
☎027-381-2772



飼い主のいない猫への餌やりについて

動物愛護の観点からすれば、おなかをすかせている野良猫に餌を与えることは決して間違いではないのかもしれませんが、餌を与える以上、その野良猫に対しても責任を持たなければなりません。また、餌を与えた野良猫が近所でふんをしたり、ごみをあさるなどで困る人もいます。

排せつ物や残飯などの清掃は、最低限の責任です。無責任な餌やりはやめましょう。

猫の不妊・去勢に係る補助金

猫の不妊・去勢手術を促進し、飼い主のわからない子猫を増やさないとともに、猫によるふん尿被害を軽減させるために手術費の一部を補助します。

補助対象者

- ①市内に住所があり、かつ居住している人

- ②猫を飼養している人の属する世帯の全員が市税を滞納していないこと
③飼っている猫、または責任を持って世話をしている猫を、市内で開業している動物病院で、不妊または去勢手術を受けさせた場合
④手術を受けた日から3か月以内に交付申請をした人

補助金額

- メスの場合(不妊手術):1頭につき5,000円
 - オスの場合(去勢手術):1頭につき3,000円
- ※手術額が上限に満たない場合、その手術費用の額が上限。

補助の対象頭数

1世帯につき3頭までになります。

※補助金の交付は、年度途中であっても予算額に達した場合には終了になりますのでご了承ください。

太陽光発電

住宅用スマートエネルギーシステム設置補助金

地球環境に負荷の少ないクリーンエネルギーの普及促進および地球温暖化対策の推進を図るため、市民の住宅への太陽光発電システムおよび定置用リチウムイオン蓄電システムの設置を支援します。

補助対象

機器要件

●太陽光発電システム

- 1 低圧配電線と逆潮流有りで連結していること
- 2 太陽電池モジュールの公称最大出力の合計が10kW未満の設備であること
- 3 日本産業規格などで認められていること
- 4 未使用品であること(中古品は対象外)
- 5 太陽電池モジュール本体の設置費用が無償の場合は、対象外とする

●定置用リチウムイオン蓄電システム

- 1 住宅用太陽光発電システムが設置された住宅に新たに蓄電池を設置または住宅用太陽光発電システムとともに蓄電池を設置し、常時住宅用太陽光発電システムと接続していること
- 2 リチウムイオン蓄電池およびインバータなどの電力変換装置を備え、クリーンエネルギーにより充電した電力または夜間電力などを繰り返し蓄え、停電時、電力需要ピーク時等に必要に応じて電気を活用することができるもの
- 3 一般社団法人環境共創イニシアチブにより登録されているもの
- 4 未使用であること(中古品は対象外)

●補助対象範囲

●太陽光発電システム

太陽電池モジュール、架台、インバータ、保護装置(パワーコンディショナ)、接続箱、発電電力量計、売電電

環境政策課

力量計、配線、配線器具の購入、据付、設置工事に関する費用

●定置用リチウムイオン蓄電システム

定置用リチウムイオン蓄電池、附属品などの購入費および設置工事に係る費用

補助対象者

- 1 自ら居住する市内の対象機器を設置していない住宅に対象機器を設置した人
- 2 建売住宅供給者等から市内にある対象機器付住宅を購入し、居住した人
- 3 市民である人
- 4 市税を滞納していない人

補助金の交付額

●太陽光発電システム

1kWあたり1万円、上限5万円(千円未満切り捨て)

●定置用リチウムイオン蓄電システム

1kWあたり1万円、上限6万円(千円未満切り捨て)

申請方法

住宅用太陽光発電システムについては、パネル設置工事完了後、電力会社との電力受給開始日から90日以内、定置用リチウムイオン蓄電システムについては、設置工事費用の支払いを完了した日から90日以内、かつ、当該申請をする年度の3月31日までに必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて環境政策課窓口まで提出してください(郵送可)。関係書類が揃っていない場合は受付することができません。

※申請時に必要な関係書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。環境政策課までお問い合わせください。



ごみ・環境

太陽熱利用温水器

エネルギー消費の節約を図り、市民生活の向上に資するため太陽熱利用温水器の設置を奨励します。

補助対象

補助対象機器

太陽熱を利用して温水を作り、風呂場、台所などの給湯に用いる一般家庭に備え付けられている温水器をいいます。

補助対象経費

対象機器の購入費および工事費

補助対象者

- 1 市内に住所があり、自らの居住の用に供する住宅が市内に存し、当該住宅に対象機器を設置した人
- 2 市税を滞納していない人

補助金の交付額

補助対象経費の10%に相当する額、上限15,000円(100円未満切り捨て)

申請方法

対象機器設置後、設置した年度内に補助金交付申請書に必要事項をご記入のうえ、関係書類を添えて②環境政策課窓口まで提出してください(郵送可)。関係書類が揃っていない場合は受付することができません。

※申請時に必要な関係書類など、詳細は市ホームページをご覧ください。②環境政策課までお問い合わせください。

環境

② 環境政策課

スズメバチ営巣駆除費用補助

安中市環境保健自治団体連合会(事務局:②環境政策課)では、市内の居住する専用住宅・併用住宅およびその敷地内にできたスズメバチの営巣駆除に一部補助することにより、委託業者が巣1個につき自己負担金5,000円で駆除しています。ただし、営巣の場所などにより別途料金が必要になる場合があります。

対象外

専ら事業の用に使用されている建物および敷地、農地・山林など、天井裏や床下などで駆除作業困難な場合、構造物を壊さなければ駆除できない場合、委託業者の所持する用具で駆除できない場合、スズメバチ以外の蜂の巣の駆除。

その他

営巣の駆除なので、蜂が飛んでいるだけでは対応できません。

駆除後、同じ場所に巣ができた場合、改めて巣1個の駆除になります。

駆除に際し、樹木、家屋などの一部損壊および薬剤などによる被害が出て、賠償しません。

受付方法

②環境政策課に電話でご連絡ください。受付のないものは補助対象になりません。

